

年管発0513第2号  
平成28年5月13日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
（公 印 省 略）

熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成28年厚生労働省告示第223号（熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであり、当職から日本年金機構理事長に対し、別添のとおり通知を発出しているため、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

## 記

### 1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

熊本県に居住する受給権者等であって、平成28年熊本地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

## 2 内容

熊本県に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が4月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成28年における届書等の提出期限を平成28年7月31日とする。

年管発0513第1号  
平成28年5月13日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公 印 省 略)

熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成28年厚生労働省告示第223号（熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

## 記

### 1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

熊本県に居住する受給権者等であって、平成28年熊本地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

## 2 内容

熊本県に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が4月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成28年における届書等の提出期限を平成28年7月31日とする。